

平成20年6月 版に係るQ & A

NO	資料名	レコード名又はマスター名等	項目	質問内容	回答
1	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	記録媒体	「CD-R」と「FD」に対する記述しか有りませんが、「MO」等の記録メディアは使用不可なのでしょうか。	「MO」に係る記述を追加します。
2	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	ファイル構成	「Uファイル構成」の「C」で記載されている32文字のファイル項目は、光ディスク内に作成するフォルダ名と考えてよいのでしょうか。	媒体の規格について一般的に販売されているCD-RはJIS規格に準拠していることを表しています。受付ファイルを作成するプログラムをOS(基本ソフト)から手作りするようなことがない限り、ファイル名「RECEIPTS」、拡張子「.UKE」のファイルを格納すれば意識することなくJIS規格に準拠したディレクトリ項目が作成されます。
3	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	請求ファイルイメージ	請求ファイル内の各レセプトの記録順は、紙レセプト同様に編綴順でしょうか。	記録順は医療機関の任意です。
4	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	請求ファイルイメージ	1. H20.4版記録条件仕様(医科)において、受付情報が存在せず医療機関情報で同様の情報を取り扱っていますが、なぜ、歯科において受付情報が存在しているのでしょうか。 2. IRレコードに「電話番号」を記録する項目がありますが、レセプト単位に必要でしょうか。	1. 医科はレセプト単位に医療機関情報を保持していないため、審査支払機関で医療機関情報を付加して保険者にレセプトデータを提供していますが、この問題を解消するため、歯科では予めレセプト単位に医療機関情報を保持させ、医療機関単位の情報として受付情報を設定しています。 2. 電話番号についてもレセプト単位の情報として扱います。
5	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	請求ファイルイメージ	レセプトレコードは、どのような順序で記録するのでしょうか。	受付情報(UK) 医療機関情報(IR) レセプト共通情報(RE) レセプト情報(HO・KO・KH) 傷病名部位情報(HS) 診療行為情報(SS・SI・Y・TO・CO・NI) 症状詳細情報(SJ) 診療報酬請求書情報(GO)の順序で記録します。 なお、レセプト情報は、HO KO KHの順序で記録します。
6	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	受付情報レコード	受付情報(UK)レコードの点数表	歯科レセプトによる請求において、歯科点数表の項目と医科点数表の項目を使用している場合は、点数表コード「3」のみまで問題ないですか。	歯科レセプトによる請求は、医科点数表の診療行為を算定している場合でも、受付情報レコードの点数表は「3」を記録します。
7	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	受付情報レコード	受付情報(UK)レコードの点数表	点数表コードが「3」のみで入院レセプトの返戻時は様式第2で印刷されたレセプトが医療機関に返されるのでしょうか。様式第3で印刷されたレセプトが医療機関に返されるのでしょうか。	レセプト共通レコードに記録されたレセプト種別が入院の場合は入院レセプト(様式第二(一))を、外来の場合は入院外レセプト(様式第三)により返戻します。
8	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	受付情報レコード	受付情報(UK)レコードの医療機関名称	項目「医療機関名称」が40バイトを超えたときはどのように扱うのでしょうか。	「医療機関名称」が20文字を超える場合は、20文字以内に省略していただく必要がありますが、省略に当たっては支払基金支部へお問合せください。
9	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	受付情報レコード	受付情報(UK)レコードの届出	当該医療機関において複数の施設基準の届出を行っている場合、記録する順序の規定はありますか。(例えば、届出区分値昇順等)	届出項目に記録する最大5つの施設基準届出コードは必ずしも昇順で記録する必要はありません。記録順は医療機関の任意です。
10	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	受付情報レコード	受付情報(UK)レコードの届出	記録条件仕様において届出の最大バイト数が10バイトとされていますが、将来的に6以上の届出区分を同時に記録することも考慮して、当該桁数を多めに(例えば20バイト)確保していただきたい。	現行の記載要領において、レセプトに記載する届出事項は5つであることから10バイトとします。
11	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	医療機関レコード	受付情報(UK)レコードの届出 医療機関情報(IR)レコードの届出	受付情報レコードの「届出」は請求年月時点の情報を記録、医療機関情報レコードの「届出」は診療年月時点の情報を記録するのでしょうか。(月遅れ請求時は請求時と診療時の情報が異なることが考えられるため)	診療年月時の届出情報を記録願います。 当月診療分の医療機関情報(IR)レコードの「届出」と受付情報レコードの「届出」は必ず一致することになります。ただし、月遅れ請求分の医療機関情報レコードの「届出」は受付情報レコードの「届出」とは一致しない場合があります。
12	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	レセプト共通レコード	レセプト共通(RE)レコードのレセプト種別	項目「レセプト種別」に関して、現在の診療報酬明細書の様式第3の「本人・家族」欄は、入院外のみですが、本項目は入院も対象にしています。現在の診療報酬明細書と矛盾しませんか。	当該記録条件仕様は、入院外レセプトだけでなく、入院レセプトの請求も対象としていますので、入院に係るレセプト種別は入院レセプトの請求に使用します。
13	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	レセプト共通レコード	レセプト共通(RE)レコードの氏名	姓と名の間に「スペース」を1桁記録するとありますが、必ず「スペース」が必要ですか。 また、「スペース」については、漢字モードの場合、半角「スペース」は使用不可ということでしょうか。	エラーにはなりませんが、姓と名を明確に区分するためスペースを記録願います。また、英数モードと漢字モードの混在した記録は不可としていますので、漢字モードの場合、半角「スペース」は使用不可です。
14	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	レセプト共通レコード	レセプト共通(RE)レコードの一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分	レセプト共通レコードの「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分」は、入院との認識でよろしいですか。	貴見のとおりです。
15	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	レセプト共通レコード	レセプト共通(RE)レコードの一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分	各区分値が摘要される具体的な例を挙げていただけませんか。例えば「限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者」とは、具体的に医療券のようなものを持参するのでしょうか。	医療機関の窓口で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することにより、入院時食事療養費が軽減され、医療費負担も高額療養費の自己負担限度額までとなります。 当該項目の記録については、歯科では在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合管理料がないため入院のみ対象となります。記録するコードは、歯科入院が準用する医科の記載要領中の(33)「療養給付」についての(エ)に該当する者は「3」、そのうち老齢福祉年金を受給している者は「4」、(オ)に該当する者で入院日数が90日以下の者は「1」、入院日数が90日を超える者は「2」を記録します。

平成20年6月 版に係るQ & A

NO	資料名	レコード名又はマスター名等	項目	質問内容	回答
16	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	レセプト共通レコード	レセプト共通(RE)レコードのレセプト特記事項	当欄にコード「40」(50/100)を記録するのは、どのような場合ですか。	乳幼児加算(5歳未満)、障害者加算又は歯科訪問診療時の加算を算定している明細書の場合に記録します。
17	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	レセプト共通レコード	レセプト共通(RE)レコードの予備	「予備」の記録内容に、「健康保険法第76条第3項及び国民健康保険法第45条第3項等に基づく事項の場合に記録する。」とあるのは、医科のREレコードにある「割引点数単価」と同様の内容でしょうか。	医科のREレコードの「割引点数単価」と同じです。名称については、確定版の公表にあわせて「請求情報1」に変更しました。
18	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	レセプト共通レコード	レセプト共通(RE)レコードの請求情報	レセプト共通レコードの「請求情報」は、何を記録するのでしょうか。	医療機関がレセプトを特定するための情報を記録することができる項目です。英数又は漢字モード(モード混在不可)で40バイト以内であれば、医療機関の任意で記録できます。 なお、確定版の公表にあわせて名称を「請求情報2」に変更しました。
19	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	レセプト共通レコード	レセプト共通(RE)レコード	REレコードに「個別診療科」がありませんが、「口腔外科」がある医療機関でも記録しなくてよいのでしょうか。	現在のところ、歯科において診療科の記録は考えておらず予備項目としています。
20	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	保険者レコード	保険者(HO)レコードの被保険者証(手帳)等の記号及び番号	「英数モードで記録する場合は、有効桁数を最大19桁以内で記録する」とあります。これは、英数モードであれば38桁まで記録できるが、漢字モードに桁数を合わせているということですか。	英数モードで記録してもレセプトには全角で表示するため19桁としています。
21	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	保険者レコード	保険者(HO)レコードの被保険者証(手帳)等の記号及び番号	被保険者証の記号と番号が別項目になっていますが、明確に区別して記録が必要でしょうか。番号を記号欄に記録していた場合は返戻扱いになるのでしょうか。紙レセプト上では記号・番号欄になっており、医院によっては一体の項目として扱っています。	記号・番号を明確に区分して記録願います。なお、混在した場合は返戻となります。
22	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	保険者レコード	保険者(HO)レコードの証明書番号	「証明書番号」はどのような時に必要ですか。	医療機関等の窓口等で患者から一部負担金の徴収に際し、一部負担金の減免に関する証明書が提示された場合で、実際に一部負担金の減免を行い、提示された証明書に番号が記録されている場合に記録します。
23	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	保険者レコード	保険者(HO)レコードの負担金額(医療保険)	当欄に記録するケースはどのような場合ですか。歯科の場合、船員保険の200円が該当するのでしょうか。	高齢受給者の入院時の一部負担金又は後期高齢者医療の減額後の一部負担金額を記録するケースがあります。支払基金ホームページにアップされている医科の電子レセプト作成の手引きを参照願います。
24	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	公費レコード	公費(KO)レコードの公費負担医療(任意給付区分)	公費レコードの「任意給付区分」とは、何のことでしょうか。	公費に係る一部負担金について、保険者が任意給付を行っている場合で、実際に患者から公費に係る一部負担金を徴収しなかったことを識別するために使用します。
25	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	公費レコード	公費(KO)レコードの診療実日数及び合計点数	公費レコードの「実日数」、「合計点数」は保険レコードのものと基本的に同じでよいのでしょうか。	診療行為別に負担区分が異なる場合がありますので、それぞれの日数・点数を記録願います。
26	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	公費レコード	公費(KO)レコードの負担金額(公費・公費給付対象一部負担金)	1.「公費」は上限額を記録するのですか。 2.「公費給付対象一部負担金」について、医科では、入院、外来で項目が分かれています。歯科では分かれていません。1の「公費」も含めどのような記録方法になりますか。	1.医療券等に記入されている公費負担医療に係る患者の負担額を記録します。 2.歯科では、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合管理料がないため外来の項目は設定していません。入院の記載は医科と同様です。なお、支払基金ホームページにアップされている医科の電子レセプト作成の手引きを参照願います。
27	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	国保連固有情報レコード	国保連固有情報(KH)レコードの国保連固有情報	国保連固有情報レコードの「国保連固有情報」とは、何を記録するものなのでしょうか。	レセ電の医科・調剤・DPCと同様、国民健康保険団体連合会任意で医療機関等に対し、情報設定を依頼する場合使用できることになっていますが、現時点では情報設定を依頼している連合会はないと聞いております。現状では、記録を省略してください。
28	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	国保連固有情報レコード	国保連固有情報(KH)レコード	当該レコードが未使用の場合、レコード自体作成は不要ですか。それともレコード識別情報「KH」で空レコードを作成するのでしょうか。	レコード自体を作成しないようにしてください。
29	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	国保連固有情報レコード	国保連固有情報(KH)レコード	条例公費の記録方法はどのようになりますか。(例:愛知の80など 公費負担者番号、福祉請求書など)	具体的には各都道府県の国保連合会ごとの対応になりますが、当該給付について、8桁の負担者番号と、7桁の受給者番号が設定されている場合、公費負担医療と同様な記録が可能です。詳細は、最寄りの国保連合会へお問合せください。
30	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの歯式(傷病名)	傷病名部位レコードの「歯式」を記録する際、永久歯と他の部位の順序はどのようになりますか。	右上 左上 右下 左下で、歯の存在する順とします。
31	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの歯式(傷病名)	「歯式(傷病名)」の記録内容について8番の遠心側過剰歯(9番歯)の表現はどのようになりますか。	8番過剰歯(当面は8番永久歯も可)の歯種コード+状態コード1(対象のみを表示)+部分コード0(部分指定なし)が妥当と思われます。

平成20年6月 版に係るQ & A

NO	資料名	レコード名又はマスター名等	項目	質問内容	回答
32	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの歯式(傷病名)	「歯式(傷病名)」の記録内容について 1. 状態コード「9:近心位に存在」は、正中過剰歯を示す場合以外で使用することはありますか。 2. 右下 6 の場合、以下の記録でよろしいですか。 歯種コード 状態コード 部分コード 7745 3 0 5NV4 2 7 5NV4 4 8	1. 正中過剰歯限定のコードです。 2. 貴見のとおりです。 なお、8月確定版の公表にあわせて歯種コードを変更しましたので確認願います。
33	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの歯式(傷病名)	状態コードの「1:対象のみを表示」を、傷病名部位レコードで使用する場合というのは状態コードの「7:部インプラント」を使用せずにいる場合以外にありますか。 状態コードの「1:対象のみを表示」は、コメントレコードで例えば 15 1歯2窩洞 というような時だけに使用するコードで、実際には傷病名部位レコードでの用途は殆どないものではないのか?という疑問(想定)からの質問です。	口腔軟組織の疾患等で 部+傷病名を表現する時に使用するコードです。質問の の用途ではありません。 なお、確定版の公表にあわせて「対象のみを表示」から「部」に変更しました。
34	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの歯式(傷病名)	状態コードの「7:部インプラント」はどのようなときに使用するのですか。インプラント除去のとき使用するのですか。	例えば、 部インプラント周囲炎の時に使用します。
35	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの歯式(傷病名)	「口腔全体」「上顎歯列」「右上顎歯列」などはどのようなときに使うのですか。 例えば、「口腔全体」歯ぎしり というような場合ですか。 あるいは、 7 7 歯ぎしり と 表現し、この時の状態コードを「1:対象のみを表示」で示した場合、どちらでもよいということはあるでしょうか。	範囲を示す歯種コード(口腔全体～右下顎歯列)については、歯式の記録(レセプト表示)を要しない傷病を記録する場合に使用することが可能である取扱いを想定しています。 傷病「歯ぎしり」の場合においては歯牙を示す歯種コード(右側上顎中切歯～右側下顎第2乳臼歯近傍過剰歯)と状態コード「1」を組み合わせることで記録することが原則となりますが、「口腔全体」と傷病「歯ぎしり」の組合せはあり得ると考えられます。 なお、状態コード「1」は、確定版の公表にあわせて「対象のみを表示」から「部」に変更しました。 また、歯式の記録が必要な傷病を記録する場合には範囲を示す歯種コードを使用することはできません。
36	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの歯式(傷病名)	現在のレセコン(紙レセプト)において、歯式上で過剰歯の表現はできません。別表15の歯式コードには過剰歯のコードが示されていますが、レセコンで過剰歯のコードに変換しなければならぬのでしょうか。	過剰歯の歯種コードは当分の間、使用を任意とし、永久歯又は乳歯の歯種コードによる記録を可能とします。
37	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの修飾語コード	修飾語マスターを複数使用する場合、レコードの記録順序に関する規定はありますか。	病名の前後にセットする順番に記録します。 なお、最大20個まで記録可能です。
38	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの傷病名称	漢字モードになっていますが、英数モードとの混在は不可でしょうか。	英数モードとの混在は不可です。
39	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの併存傷病名数	「併存傷病名数」はすべてのレコードに併記数を記録するのですか。 例えば病名が2つあるときは、2レコード両方に「2」を設定するのですか。	先頭のレコードにのみ記録します。
40	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの併存傷病名数	傷病名部位レコードの「併存傷病名数」とはどのようなものなのでしょうか。	1歯式に対して複数の傷病名を記録する場合の傷病名の数です。
41	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの病態移行	移行病名が3つ以上となる場合、病態移行コードは1つめの病名が「1」、2つ目以降の病名が全て「2」になるのでしょうか。	貴見のとおりです。
42	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの併存傷病名数及び病態移行	併記病名の場合、併存傷病名数に併記病名数を記録し、病態移行は何も記録しなければ併記病名とみなすのでしょうか。 違う場合、併記病名は具体的にどのように記録するのでしょうか。	併記病名の場合、併存傷病名数に併記病名数を記録し、病態移行は何も記録しなければ併記病名として扱います。
43	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの補足コメント、歯式(補足コメント)	1. 「補足コメント」「歯式(補足コメント)」について この項目は増歯の時に使用するのですか。 2. 「補足コメントに歯式が必要な場合」とはどのような場合でしょうか。	1. 歯科矯正の病名における状態、義歯増歯等のコメントを記録する場合等に使用します。 2. 義歯増歯を記録する際、使用します。
44	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの歯式(傷病名)及び歯式(補足コメント)	歯式には、1口腔、顎、ブロック、1歯単位のコードがありますが、全て1歯単位で記録しても差し支えありませんか。	原則として、全て1歯単位で記録していただきます。

平成20年6月 版に係るQ & A

NO	資料名	レコード名又はマスター名等	項目	質問内容	回答
45	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの注2	乳歯が同部位に永久歯と併存する場合は近心側に乳歯を記録するのでしょうか。遠心側に乳歯を記録するのでしょうか。	右上 左上 右下 左下で、歯の存在する順とします。
46	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの注4	「正中過剰歯の場合は右側中切歯近傍過剰歯を用いて記録する。」とありますが、必ず右側中切歯近傍過剰歯の歯種コードを使用しなければならないのでしょうか。	貴見のとおりです。
47	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの注4	「正中過剰歯の場合は右側中切歯近傍過剰歯を用いて記録する。」とありますが、修飾語マスタの「正中」を使用して記録することは認められますか。	認められます。
48	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの注7	正中以外の過剰歯の場合、下記の記録方法は認められますか。 例. 4)部過剰歯 5 MBV(右側上顎第1小臼歯)1(部)0(部位指定なし)5201006(過剰歯)	過剰歯の歯種コードは当分の間、使用を任意とし、永久歯又は乳歯の歯種コードによる記録を可能とします。
49	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの注7及び注10	表外の注について、注7及び注10の内容に「表示する」といった表現が出てきますが、表示とは何に対してのことでしょうか。紙レセプトの記載についての記述ですか。	レセプトの出力紙レセプトに表示することを意味していますが、表現が分りにくいようなので、記述を変更しました。
50	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの注8	文末に「差し支えない」とありますが、この注は一定期間後に削除されることはありませんか。紙レセプト(レセコン)においてはレセプトの歯式として表現しないため、状態コード4、6、7、9を使用しません。	当分の間は許容しますが、将来的にベンダー側の整備が整えば正規の仕様としたいと考えています。
51	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの注8及び9	傷病名部位レコードの注8、9にコードを使用しない場合とありますが、使用しない場合とはどういう場合ですか。	ベンダー側の整備が整わず正規のコードが使用できない場合を指しています。
52	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの注9	文末に「差し支えない」とありますが、この注は一定期間後に削除されることはありませんか。紙レセプト(レセコン)においてはレセプトの歯式として表現しないため、部分コード1～6を使用しません。	当分の間は許容しますが、将来的にベンダー側の整備が整えば正規の仕様としたいと考えています。
53	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの記録例	・移行病名や併記病名の場合当該欄に病名数を記録すればよいのでしょうか。この場合、1レコード当り1つの傷病名コードしか記録できませんが、移行病名・併記病名の具体的な記録方法はどのようになるのでしょうか。 ・状態コードの明示が必要な場合はどのような場合でしょうか。 ・部分コードで根の方向まで明示が必要なのはどのような場合でしょうか。 ・サンプルを提示して頂けないでしょうか。 例)「FCK不適合Per」「義歯不適Dull」等、複数病名の記録方法 例)左下34 MT(下顎7～7 義歯増歯)の記録方法 例)分割抜歯、根分割された部位の歯式データの記録方法 例)「Stom」等 部位を表記しない場合の記録方法 例)「 MT +顎欠損」 例)MT(義歯増歯) 例)MT(リソウ)	支払基金が作成する予定の「電子レセプトの作成の手引き」の中で記録例及びサンプルレセプトを公表する予定です。
54	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコードの記録順序	傷病名が複数存在する場合、レコードの記録順序に関する規定はありますか。	記録順に決まりはありませんが、紙レセプトに表示している順に記録願います。
55	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	傷病名部位レコード	傷病名部位(HS)レコード	現在、義歯増歯の傷病名部位のレセプト印字が県によって異なります。増歯部位を傷病名部位に記載する県、増歯部位の下に黒丸(或いは白丸)で記載する県、審査後、返戻となった場合、レセプトの記載はどのようになりますか。また、義歯増歯に関する傷病名部位の記載は全国統一されるのでしょうか。	の表現をする場合はHSレコードの「歯式(傷病名)」に増歯部位、「傷病名コード」に5250001(欠損歯)、「コメントコード」に義歯増歯のコメントコード(コメントパターン20に設定予定)、「歯式(コメント)」に欠損部位を記録します。の表現はレセ電では対応できません。また、紙レセプトで返戻する場合は、医療機関が記録してきた表現のままレセプトに出力し返戻します。なお、義歯増歯の表現は全国統一するのではなく、「コメントコード」、「文字データ」、「歯式(コメント)」項目を活用して記録願います。
56	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	記録条件仕様	診療行為情報	診療行為情報の各種レコード及び同種レコードにおいて、格納順はあるのでしょうか。また、データが存在しないレコードは記録不要でよいのでしょうか。	診療行為情報は各レコードに記録する点数・回数単位に診療識別の昇順に記録することとなります。また、データのないレコードは記録する必要はありません。

NO	資料名	レコード名又はマスター名等	項目	質問内容	回答
57	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	歯科診療行為レコード	歯科診療行為(SS)レコードの診療識別コード	1. 診療識別コードの記録条件が不明です。記録が必要な場合、不要な場合の例を提示していただけないでしょうか。 2. 医科では一連の処置の括りの先頭に記録しているようですが、歯科の場合は部位単位なのでしょうか。 3. 別表20の診療識別コードの各「その他」は、現行のレセプトの各「その他」欄に点数を記載している処置と考えてよろしいですか。 4. 処置・手術1～3、修復・補綴1～3は紙レセプトの小計単位と考えてよろしいですか。	1. 及び2. 1レコードで点数回数を記録する場合は診療識別を記録します。複数のレコードをまとめて同一点数回数とする場合、先頭のレコードのみ診療識別を記録して、その他のレコードは省略します。また、歯科システムの点数回数を記録する単位は各告示項目の算定単位又はレセプトにおいて点数をまとめて記載する単位となります。 3. 次のとおりです。 診療識別"44"は処置・手術「その他」欄に記載する項目を記録する場合に使用します。 診療識別"64"は歯冠修復欠損補綴「その他」欄に記載する項目を記録する場合に使用します。 診療識別"80"は全体の「その他」欄に記載する項目を記録する場合に記録します。 4. 紙レセプトの小計単位の設定となっています。 診療識別コードは記録条件仕様(確定版)のコードです。
58	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	歯科診療行為レコード	歯科診療行為(SS)レコードの診療行為数量データ1,2及び加算数量データ1～36	1. 「診療行為数量データ1,2」、「加算数量データ1～35」について どのようなときに使用するのですか。 2. 「～別に規定する単位で整数値を記録する」と記載されているが、別に規定する単位とはどこに規定されていますか。	1. マスターファイル・歯科診療行為マスター・基本マスター項目番号51「きざみテーブル関連識別」のフラグ"1"及び"2"の項目については、算定において数量データの記録が必要となります。 2. マスターファイル・歯科診療行為マスター・きざみテーブル項目12「きざみ単位」になります
59	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	歯科診療行為レコード	歯科診療行為(SS)レコードの加算コードn及び加算数量データn	1. 「加算コードn」「加算数量データn」の設定方法について 例として初診料+乳幼児加算+電子化加算の場合は3レコードで記録するのでしょうか。あるいは、乳幼児加算、電子化加算はそれぞれ加算コードを「加算コード1」及び「加算コード2」欄に記載し1レコードで記録するのでしょうか 2. 加算コードは1番から順番に記録する必要がありますか。 3. 加算コードが設定されている加算行為に設定されている診療行為コードを歯科診療行為レコードの「診療行為コード」欄に記載した場合はエラーとなりますか。	1. 加算コードをそれぞれ「加算コード1」、「加算コード2」に記載し、1レコードで記録します。 2. 「加算コードn」の記録は加算コード1から順に記録します。 3. 記録エラーとなります。
60	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	歯科診療行為レコード	歯科診療行為(SS)レコード	歯科診療行為レコードは、診療行為コード単位で作成するのでしょうか。	貴見のとおりです。
61	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	歯科診療行為レコード	歯科診療行為(SS)レコード	同じ診療行為であって加算が有るものと無いものが存在する場合、診療行為レコードはどのようになりますか。同じコードのレコードが複数作成されるのでしょうか。	貴見のとおりです。診療行為コード、加算コード及び数量データが全て一致する場合のみ、まとめることが可能です。
62	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	歯科診療行為レコード	記録例の提供	CSVデータの記録例を提供していただきたい。 ・画像診断の記録方法及び計算方法 ・歯科点数表第2章第8部「処置」、第9章「手術」及び第10章「麻酔」の休日、時間外、深夜加算を算定した場合の記録方法 ・仮着の記録方法 ・「特定薬剤」の記録方法 ・「特定器材(酸素、フィルム料)等の記録方法 ・その他(なるべく多くの例を示してほしい)	支払基金が作成する予定の「電子レセプトの作成の手引き」の中で記録例及びサンプルレセプトを公表する予定です。
63	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	歯科診療行為レコード 医科診療行為レコード	歯科診療行為(SS)レコード 医科診療行為(SI)レコード	歯科診療行為レコード、医科診療行為レコードは何を基準にして振り分けるのでしょうか。	歯科診療行為マスターの診療行為コード(3から始まる9桁のコード)を使用するときには歯科診療行為(SS)レコードにより記録します。 医科診療行為マスターの診療行為コード(1から始まる9桁のコード)を使用する場合は医科診療行為(SI)レコードにより記録します。
64	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	医薬品レコード	医薬品(IY)レコード	歯科点数表「I100 特定薬剤」及び「J300 特定薬剤」、「K100 薬剤」の薬価計算は薬価が40円を超える場合は、薬価から40円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数で計算を行った結果を「点数」に記録すればよいですか。	貴見のとおりです。
65	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	特定器材レコード	特定器材(TO)レコード	X線のフィルム料は「特定器材レコード」として作成するのですか。このとき、点数計算はどのようにされるのですか。	フィルム料は特定器材(TO)レコードで記録することになります。 点数計算については実施上の留意事項(通知)のとおり計算することになります。
66	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	特定器材レコード	特定器材(TO)レコードの単位コード(別表22)	単位コード「別紙」は「マスターファイル様説明書」に記載されている一覧が正しいのですか、記録条件仕様に記載されている一覧が正しいのですか。前者の方が多くのコードが記載されていますが...	別表22については、特定器材レコードに記録する単位となります。マスターファイル仕様説明書の別紙1単位コード一覧中の100番以降のコードは歯科診療行為マスター・きざみテーブル項目「12」きざみ単位に限り使用するコードとなります。

平成20年6月 版に係るQ & A

NO	資料名	レコード名又はマスター名等	項目	質問内容	回答
67	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	特定器材レコード	特定器材(TO)レコードの特定器材加算等コード	特定器材マスターで示されている「770020070:酸素補正率(1.3)」等が、別表とされているのはなぜですか。	次の3つの理由により簡潔に説明するため、別表にしました。 1. 特定器材加算等コードについては、別表23のコードのみ記録可能であること 2. 特定器材コードには別表23のレコードを記録することができないこと 3. 特定器材マスタに別表23を一意に表現するコードがない
68	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	コメントレコード	コメント(CO)レコード	1. 該当するコメントがマスターに無い場合、コメントコードは省略して、文字データのみを記録するのですか。 2. 文字データは漢字モードになっているが、英数モードとの混在は不可となりますか。 3. 記録条件仕様(医科)平成20年4月版では診療行為レコード他にコメント～(コメントコード、文字データ)が定義されていますが、記録条件仕様(歯科)の診療行為レコード等にはコメント～の定義がありませんが、いかがですか。 4. コメントレコードに歯式を記録できるコメントコードは限定されているのですか。 5. 文中に複数の異なる部位(歯式)を表現したい場合の記録方法は、どのようにすればよろしいですか。	1. コメントがマスタに無い場合はコメントコード"810000001"(フリーコメント)を記録し、併せて文字データを記録します。 2. 英数モードの混在は不可です。 3. 記録条件仕様(歯科)では定義しないこととしています。 4. 限定していません。 5. 1つのコメントレコードに歯式は1setのみ記録できます。複数の歯式を表示する場合は複数のレコードにより記録することとなります。
69	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	日計表レコード	日計表(NI)レコード	1. 省略可能でしょうか。 2. 回数の基準は何ですか。	1. 必要な場合に限り、医薬品(IY)レコードの直後に記録します。 2. 回数は薬剤料の算定単位によります。
70	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	症状詳記レコード	症状詳記(SJ)レコード	歯科外来で必要なケースがありますか。現在は摘要欄への記載で済ませているものがあります。	厚生労働大臣が定める診療報酬明細書(20万円以上)の場合、記録することとなります。
71	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	診療情報請求書レコード	診療報酬請求書(GO)レコードの総件数及び総合計点数	診療報酬請求情報レコードの注にレセプト種別ごとにレセプト件数、合計点数を合算して算出するとなっていますが、別表6のレセプト種別コード毎に集計するのですか。それとも医療保険単独、医療保険と公費等で集計するのですか。	レセプト件数及び合計点数の算出については、次のとおりです。 件数については 医保単独 件数×1 医保と1種公費 件数×2 ... 医保と4種公費 件数×5 として件数を集計します。(レセプト種別の3桁目が件数に乘じる数になる) 点数については 医保と 種の公費の場合は保険者(H0)レコードの点数 医保が無い場合は公費(K0)レコードの点数(第1公費の点数)を集計した点数を記録します。
72	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	診療報酬請求書レコード	診療報酬請求書(GO)レコードの総件数及び総合計点数	複数ボリュームとなった場合、当該データ項目値は全てのレコードに記録するのですか、最終ボリューム(マルチボリューム識別情報「99」)のみに記録するのですか。	貴見のとおりです。
73	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	別表16 状態コード	コード7「部インプラント」は病名からの判断で充分であるので不要ではないですか。	状態コード7(部インプラント)は、使用を任意とします。
74	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	別表16 状態コード	コード4「分割抜歯支台」、コード9「近心位に存在」は紙レセプトの部位表現では表現できないため不要ではないでしょうか。	状態コード4(分離抜歯支台)及び9(近心位に存在)は、使用を任意とします。
75	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	別表16 状態コード	コード6「残根」は、現在の紙レセプト(レセコン)の歯式表現では、表現できていないので必要ないのではないですか。	状態コード6(残根)は、使用を任意とします。
76	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	別表16 状態コード	コード6「残根」は、現在のレセプト記載要領上、摘要欄に「残根上の義歯」等のコメントとして記載しているが、部分コードで記録可能ですか。「残根上の義歯」等のコメントも記録する必要がありますか。	摘要欄に関する事項のため、コメントコードを用いて記録します。
77	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用) 平成20年6月版	記録条件仕様	別表17 部分コード	「1. 遠心類側根」～「6. 舌側(口蓋根)及び近心類側根」は、紙レセプトの部位表現では表現できないので不要ではないですか。 なお、「7. 遠心根」、「8. 近心根」は、紙レセプトの部位表現において“ ”等が存在するので必要です。	部位コード1(遠心類側根)～6(舌側(口蓋)根及び近心類側根)は、使用を任意とします。

平成20年6月 版に係るQ & A

NO	資料名	レコード名又はマスター名等	項目	質問内容	回答
78	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	診療行為情報	レセプト印字位置	歯科外来レセ印字位置 審査側での紙レセ印字のために、点数×回数 の印字のみか、その他欄に 名称 点数×回数 の印字か、また、どの欄にそれぞれ印字するかの設定を持つとしましたら、その項目も公表して下さいをお願いします。	記載欄のある項目については記載欄に点数及び回数を表示し、摘要欄には内訳を表示しません。(明細書の記載要領どおりの取扱いを予定しております。)
79	光ディスク等による請求に係わる記録条件仕様(歯科用)平成20年6月版	制御符号	内容を記録する文字以外の制御符号	「疑問符(全角)? を使用しない。」とされていますが、コメント、症状詳記の文字列中に、記録される可能性があります。	JIS規定外コードが記録された場合、「?」に置換してレセに表示するため使用不可としています。 医科では別の符号に置換していますが、DPCシステムは「?」に置換しており、歯科と同様の仕様となっています。
80	光ディスク等による請求に係る標準仕様(歯科用)平成20年6月版	標準仕様	チェック事項	共通項目に「JISX0201-1976及びJISX0208-1983の規格以外の文字を使用」とありますが、規格外文字が使用された場合は即返戻対象となるのでしょうか。氏名等、上記規格内のみでは表現できない場合が起こり得ますが、その場合の対応はどうするのでしょうか。	返戻扱いとなります。 表現できない場合はカタカナ等を使用願います。 なお、この取扱いは医科等と同じです。
81	光ディスク等による請求に係る標準仕様(歯科用)平成20年6月版	標準仕様	チェック事項	記載要領に準ずるのは「摘要欄」だけですか。「その他」欄はどうですか。	「その他」欄も同様です。
82	光ディスク等による請求に係る標準仕様(歯科用)平成20年6月版	標準仕様	算定ロジック事項	1. 項目「診療行為共通」別表9-1、9-2の情報はマスターファイルに存在しませんが、どのような取扱いとなるのでしょうか。 2. 項目「薬剤」の算定ロジック内容の具体的な説明を記述していただきたい。	1. 「4 算定ロジック事項」は、正しい請求をするため、各レセプトコンピュータ独自に算定(チェック)ロジックの構築が必要である事項を示しており、当該ロジックの構築については掲載する別表を活用願います。 2. 歯科麻酔剤及び特定薬剤の算定(使用薬価 - 40円 / 10)と他の薬剤の算定((使用薬価 - 15円) / +1)を区別し、正しい請求を行うことができる算定ロジックを要件としています。
83	光ディスク等による請求に係る標準仕様(歯科用)平成20年6月版	標準仕様	別表6 レセプト単位に併せて算定できない診療行為	表の見方がわかりづらいので、「別表5 同一月に併算定ができない診療行為」と同じ表現にしていただきたい。	確定版の公表にあわせて表現を変更しました。
84	光ディスク等による請求に係る標準仕様(歯科用)平成20年6月版	標準仕様	別表6 レセプト単位に併せて算定できない診療行為	義歯管理料の併算定ルールが記載されていませんがよいのでしょうか。	新製義歯管理料、義歯管理料は算定要件を満たせば実態に応じて算定可能であるため、別表6に記載していません。
85	光ディスク等による請求に係る標準仕様(歯科用)平成20年6月版	標準仕様	全般	提示された標準仕様に記載されている仕様が網羅されたデータチェック用APが提供される予定はありますか。	チェック用APの提供予定はありません。
86	レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書(歯科用)平成20年6月版	マスターファイル仕様説明書	マスターファイル体系	レセプト電算処理システム(歯科)では、調剤行為マスターは使用しませんが、なぜ記述されているのでしょうか。	マスターファイル仕様説明書の 版では「歯科用」と表記しておりますが、実際は現行で公表されている「医科・調剤」の情報に「歯科」を追加した共通の仕様説明書となります。 なお、共通の仕様書は、11月頃の公表を予定しています。
87	レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書(歯科用)平成20年6月版	傷病名マスター	マスターに収載されていない傷病名	傷病名マスターに収載されていない傷病名(「C(サホライド)」等)の記録方法は「*未コード化傷病名*」のコードでよいのでしょうか。	未コード化傷病名コードは極力使用しないようお願いします。純然たる傷病名でマスターに収載されていないものについては、コードの設定を検討しますので、診療報酬情報提供サービス(当ホームページ)からご要望をお寄せください。 なお、お示しいただいた「C(サホライド)」は、「(サホライド)」を補足コメントで記録願います。 都道府県間におけるルールの不一致については、レセ電算によって自ずと統一に向かうものと思われませんが、関係者間の調整に努めます。
88	レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書(歯科用)平成20年6月版	傷病名マスター	傷病名部位(HS)レコード	各県毎の算定ルール上、記載しなければならない傷病名(例:C(サホライド)等)がありますが、傷病名マスターに収載する予定はないのでしょうか。	
89	レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書(歯科用)平成20年6月版	傷病名マスター	傷病名部位(HS)レコード	各県毎の算定ルール上、記載しなければならない傷病名(例:C(サホライド)等)を全国統一していただけるのでしょうか。	
90	レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書(歯科用)平成20年6月版	傷病名マスター	ICD10	ICD-10 改正時の扱いはどのようになりますか。 例)大改正3年毎、小改正毎年 ICD-11 (2015年予定)	改正にあわせて傷病名マスターも更新します。
91	レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書(歯科用)平成20年6月版	傷病名マスター	記載要領で規定されている傷病名	記載要領で規定されている傷病名(C管理中(K028)、C選療(K028)等)、元々のICD-10に含まれていないと考えられる病名を識別する方法はありますか。	現在、特に識別する方法(フラグ)等はありません。

NO	資料名	レコード名又はマスター名等	項目	質問内容	回答
92	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	傷病名マスター	歯科傷病名省略名称	レセプト病名が同じであるマスターレコードが複数ありますが、どのマスターレコードを記録すればよいのでしょうか。 例)レセプト病名で「P」と表記するマスターが19件、「Pu」と表記するマスターが28件 等	傷病名基本名称又は傷病名省略名称により判断願います。
93	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	修飾語マスター	歯式以外の部位	部位のマスターについて歯式だけでなく粘膜や口唇、舌、口蓋、口腔底、唾液腺などの部位はどうなっているのでしょうか。 例えば、舌でも裏・表、先・根、左・右側などあると思うのですが。	「部位のマスター」につきましては、「修飾語マスター」に「口唇」、「舌」、「口蓋」等のコードを収載しております。 また、例えば「舌・左」については、修飾語マスターに「舌」と「左」それぞれコードが設定されており、2つのコードを組み合わせることで「舌左」の表現が可能です。
94	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯式マスター	特殊な歯式事例	次の場合はどのように記録したらよろしいでしょうか。 例1) 右上 6 例2) 右下 4 3(補綴隙と一歯相当分の欠損の違いは) 例3) 上顎 7~7	支払基金が作成する予定の「電子レセプトの作成の手引き」の中で記録例及びサンプルレセプトを公表する予定です。
95	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯式マスター	ファイル仕様	項番3「歯式コード」 歯式コードの「モード」が「英数(6バイト)」となっていますが、「英数(6バイト)」の誤りではありませんか。	確定版の公表にあわせて訂正しました。
96	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯式マスター	ファイル仕様	仕様書では、「英数(1バイト)」となっていますが、データ上は「漢字(2バイト)」になっています。 マスター種別は、漢字(全角)ではなく、英数(半角)ではないでしょうか。	確定版の公表にあわせて訂正しました。
97	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯式マスター	ファイル仕様	仕様書では、「固定」となっていますが、データ上は「NULL」となっています。日付が編集されるべきではないでしょうか。	傷病名マスター等と同様に変更がない場合は「NULL」としてしています。
98	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯式マスター	ファイル仕様	歯式マスターの最終行に、「","","","","","",""」のデータがありますが、不要ではないでしょうか。	確定版の公表にあわせて訂正しました。
99	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯式マスター	歯種コード	歯種コードが歯の番号と全く関連性が見えないコードになっていますが、何か意図があるのでしょうか。	確定版の公表にあわせて、「10」+FD!コード(2桁)の4桁に変更しました。
100	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯式マスター	ファイル仕様	歯科用のファイルレイアウトのFileの歯式マスターのP98の項番5の歯式名称の桁数とバイト数が逆です。漢字は1桁2バイトのはずです。	確定版の公表にあわせて訂正しました。
101	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	医薬品マスター	特定薬剤	歯科点数表「I100 特定薬剤」及び「J300 特定薬剤」に関して、厚生労働省告示第63号「特掲診療料の施設基準等」に定められている薬剤かどうかを判別することができるようにしていただきたい。	歯科特定薬剤を判別するフラグを設定することにしました。
102	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	医薬品マスター	表面麻酔剤(OA)	歯科点数表「K000 伝達麻酔」「K001 浸潤麻酔、圧迫麻酔」で使用する表面麻酔薬(OA)の記録方法及び使用コードを提供していただきたい。	確定版の公表にあわせてコードを設定しました。
103	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	医薬品マスター	変更年月日	薬価が改定となった際の変更年月日とは、告示日ですか。それとも、適用開始日ですか。	新薬価の適用開始日を表します。
104	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	コメントマスター	コメントマスター	歯科分野におけるコメントが全く収載されていませんが、確定版では更新されるのでしょうか。	明細書の記載要領等に基づき必要と思われるコメントについては、一通り収載してありますが、実態を踏まえて必要と思われるものは設定します。
105	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	医科診療行為マスター	医科診療行為(SI)レコードの診療行為コード	未コード化マスターは設定されないのでしょうか。	設定しません。
106	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	歯科診療行為(SS)レコードの診療行為コード	未コード化マスターは設定されないのでしょうか。	設定しません。
107	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	施設基準	医科診療行為マスター及び歯科診療行為マスターの施設基準コードがあるが、比較対象のマスター(各医療機関の施設基準マスター)は独自で作成するのでしょうか。	マスターファイル仕様説明書の別紙4の1「施設基準コード一覧」を使用しますので、各医療機関の施設基準マスターは独自で作成願います。
108	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用)平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	仮着加算	現在、診療行為コード313006370及び313006470の仮着加算に関して、厚生労働省通知の「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」のM005装着の(6)の解釈では装着料算定日以前に算定することになっています。歯科診療行為マスターの基本テーブルにおいて、下2桁が「70」のコードは基本的に注加算コード「C****」が振られていると思われそうですが、本コードは特殊な使用方法とはならないのでしょうか。	仮着加算については、本来は加算項目ですが、請求の実情を踏まえ加算コードを付番せず、基本項目として記載できる扱いとしています。

平成20年6月 版に係るQ & A

NO	資料名	レコード名又はマスター名等	項目	質問内容	回答
109	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	端数処理	厚生労働省通知の「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」において、画像診断の端数処理方法は2種類存在しますが、端数処理に関するフラグは必要ないのでしょうか。	レセ電側ではフラグ等によらず正しい端数計算を実現できる造りとなっておりますので、端数処理関連のフラグを追加する予定はありません。
110	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	項番	2008/07/03版において45ページの「背反1～10」の項番が10～99に変更されましたが、「背反1～10」の項番が10～100の表記のままです。	確定版の公表にあわせて訂正しました。
111	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	きざみ	313007120～313010320で接着材料と充填材料がきざみとなっていますが、それはなぜですか。	材料料については基本診療項目の加算として記録することになることから、複数窩洞の材料料を算定する場合に使用いたします。
112	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	きざみ	きざみテーブルには「きざみ単位」で単位コードしか設定されていません。医科診療行為マスターには単位名称が設定されています。医科診療行為マスターと同様に単位名称の設定を検討願います。	歯科については、医科診療行為マスターとは異なり、現在のところ設定する予定はありません。
113	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	きざみ関連識別	303000470障害者加算(歯科訪問診療料) 303000570初回時歯科診療導入加算(歯科訪問診療料) 上記基本テーブルの「きざみテーブル関連識別」に「1」が設定されていますが、きざみテーブルレコードが存在しません。基本テーブルでの設定誤りでしょうか。	確定版の公表にあわせて、基本テーブルの「きざみテーブル関連識別」を「0」に訂正しました。
114	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	集団コミュニケーション療料	診療行為コード308000910「集団コミュニケーション療料(1単位)」は「集団コミュニケーション療料(1単位)」の間違いではないか。	確定版の公表にあわせて訂正しました。
115	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	準用項目	準用項目に関しては、どこまで診療行為マスターが設定されるのでしょうか。	現時点では未定ですが、絶対必要なものは随時追加する予定にしています。
116	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	点数識別	309009990時間外加算(処置)点数識別「6」60%等 医科の診療行為マスターでは点数識別「5」で40%(100分の40加算)となっていますが、歯科の場合はなぜ60%減算としているのでしょうか。	2つの理由から点数識別「6」60%の設定にしております。 1. 処置・手術、麻酔の時間外加算等は明細書の記載要領において、時間外加算に該当する点数を所定点数とは別に表示する取扱となっていること。(医科明細書では時間外加算を含めた点数を表示する取扱いです) 2. 多くの請求事例において、一体と見なされる処置及び手術の点数を合算した上で100分の40を乗じ、端数整理を行っているため時間外加算等に該当する点数を所定点数とは別に記録する必要があること。
117	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	ファイル仕様	加算コードのモードが「数字」となっていますが、「英数」ではないでしょうか。 例)h-2beta.csv "0","A008","AE009","305002990","画像診断管理加算", "2","20080401","99999999","0"	確定版の公表にあわせて訂正しました。
118	レセプト電算処理システムマスター ファイル仕様説明書(歯科用) 平成20 年6月 版	歯科診療行為マスター	ファイル仕様	加算識別の項目形式が「固定」になっていますが、データ上は「可変」になっています。どちらが正しいのでしょうか。 例)h-3beta.csv "0","B001","BA010","301012510","2.5対1補助体制加算", "8","20080401","99999999","0"	確定版の公表にあわせて、データを「固定」に訂正しました。
119	診療報酬情報提供サービス 【歯科システム開発スケジュール】について		確認試験	1. 確認試験開始とは、外部との疎通試験のことでしょうか。 また、試験日程、回数などの制約制限などはあるのでしょうか。 2. 保険医療機関で運用する前に事前試験を実施することはできますか。	平成21年1月から「確認試験開始」とご案内しましたが、正確には平成21年1月から接続試験(レセコンベンダーが自社のパッケージソフトで作成した電子レセプトデータが審査支払機関のレセ電システムで読み取れるか、正しく記録されているかをテストすること。)と確認試験(レセコンベンダーから購入したパッケージソフトで医療機関が作成した電子レセプトデータが審査支払機関のレセ電システムで読み取れるか、正しく記録されているかをテストすること。)を開始します。 なお、試験に係る制約や制限については、現時点では未定です。
120	歯科レセ電全般		記録例の提供について	1. CSVデータの記録例、CSVデータをレセプトに変換したサンプルを提供して欲しい。 2. 「電子レセプト作成の手引き」はいつ公開されるのでしょうか。 3. CSVデータのサンプルを電子データで提供して欲しい。	1. 支払基金が作成する予定の「電子レセプトの作成の手引き」の中で記録例及びサンプルレセプトを公表する予定です。 2. 10月中には公表する予定です。 3. CSVデータのサンプルを提供します。